

第2欄(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱) のコアカリキュラム作成について

※第3欄の(発達障害)については、これに準じて作成

● 「心理、生理及び病理」の作成について

特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムの基本的な方向

コア・カリキュラム (丸数字：事項名、※：有識者会議の方向性)	右の各科目に含めることが必要な事項	教科及び教職に関する科目	第7条
④ (免許状に定められることとなる領域)の幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理 ※視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の領域別に作成すること。	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の ・心理、生理及び病理	特別支援教育領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	第2欄
⑥ (免許状に定められることとなる領域以外の領域)の幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理 ※発達障害領域について作成すること。 ※重複障害領域について作成すること。	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の ・心理、生理及び病理	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	第3欄

- 特別支援学校学習指導要領及びその解説、障害のある子供の教育支援の手引などを根拠とし、学生が共通的に理解すべき基礎的な事項の範囲となるよう検討すること。
- 第2欄及び第3欄の「心理、生理及び病理」と「教育課程及び指導法」の科目に含めることが必要な事項に含まれる内容のまとめりごとの目標設定に対し、特に、「一般目標」と「到達目標」については、横断的な視点で整理に努めること。

● 事務局案 1

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解及び障害の状態等の把握

(〇〇障害に関する領域)

全体目標

〇〇障害の幼児、児童又は生徒の(起因疾患)と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の(視知覚や認知の特性等)を理解するとともに、(関係機関等)との連携について理解する。

(1) 〇〇障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標

〇〇障害の(起因疾患)と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、(視知覚や認知の特性)を理解するとともに、(家庭や医療機関)との連携について理解する。

到達目標

- 1) 〇〇障害の(起因疾患)と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 2) 行動観察や検査によって(視知覚や認知の特性)を理解している。
- 3) (家庭や医療機関)の連携について理解している。

【目標設定の手続き】

1. 到達目標を設定する。
 - ・到達目標は、手引(※)
「3 〇〇障害の理解」及び「ア 医学的側面からの把握」(イ)、「イ 心理学的、教育的側面からの把握」を根拠に作成する。
 - ・文末を「理解している」とする。
 - ※「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」
2. 一般目標を設定する。
 - ・複数の到達目標を集約し、一文にし、文末を「理解する」を基本とする。
 - なお、複数の文をつなげる場合は、「～について理解するとともに、」と接続させることを基本とする。
3. 全体目標を設定する。
 - ・内容のまとまりの全ての一般目標を集約し、一文とする。

● 教育課程及び指導法の作成について

特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムの基本的な方向

コア・カリキュラム (丸数字：事項名、※：有識者会議の方向性)	右の各科目に含めることが必要な事項	教科及び教職に関する科目	第7条
<p>⑤ (免許状に定められることとなる領域) の幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法</p> <p>※<u>視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の領域別に作成すること。</u></p> <p>※教育課程の事項には、<u>免許状に定められることとなる領域の実態を想定した自立活動の個別の指導計画の作成とそれに基づく指導の在り方</u>を理解する目標を含めること。</p> <p>※<u>知的障害領域の教育課程の事項には、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等についての目標及び内容の理解や、実態を踏まえた具体的な授業設計を構想</u>する目標を含めること。</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育課程及び指導法 	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	第2欄
<p>⑦ (免許状に定められることとなる領域以外の領域) の幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法</p> <p>※<u>発達障害領域について作成すること。</u></p> <p>※<u>重複障害領域について作成すること。</u></p> <p>※教育課程の事項には、<u>当該領域の実態を想定した自立活動の個別の指導計画の作成とそれに基づく指導の在り方</u>を理解する目標を含めること。</p> <p>※重複障害領域には、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の規定を考察するような目標を含めること。</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育課程及び指導法 	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	第3欄

「教職課程コアカリキュラム (令和3年8月4日 教員養成部会決定)」を参考にしたところ教育課程及び指導法を「教育課程」と「指導法」の事項に分けて作成してあった。「教育課程」の事項に含まれる内容として (1) 教育課程の編成の意義、(2) 教育課程の編成の方法、(3) カリキュラム・マネジメントの内容のまとめりであった。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）

（〇〇障害に関する領域）

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（〇〇障害）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法とカリキュラム・マネジメントについて理解する。

（1）教育課程の編成の意義

一般目標： 特別支援学校（〇〇障害）の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標： 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

（2）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の〇〇障害の状態や特性及び心身の発達の段階等及び特別支援学校（〇〇障害）の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの基本的な考え方を理解する。

到達目標： 1) 〇〇障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選択し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
2) 学習指導要領における知的障害の各教科の目標及び内容並びに全体構造を理解している。※知的障害領域
3) 各教科等の年間指導計画を基に個別の指導計画を作成することを理解している。
4) 自立活動の指導における個別の指導計画を作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の指導目標や指導内容の設定に至る手続きの違いを理解している。
5) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることの重要性を理解している。

【内容のまとめりの考え方】

1. 基礎免コアカリキュラムを参考に(1)教育課程の編成の意義、(2)教育課程の編成とカリキュラム・マネジメントとした。
2. 内容のまとめりごとの目標設定に当たっては、基礎免コアカリキュラムの学びを前提に特別支援学校教育要領・学習指導要領に示されている内容を中心に設定した。

【目標設定の手続き】

(1)教育課程の編成の意義は、上記2の総則第2節の1に障害領域に関係なく共通的に示してあった「教育の基本と教育課程の役割」の内容で構成した。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントは、総則第2節の4、総則第3節の3に障害領域に関係なく共通的に示してあった「カリキュラム・マネジメントの充実」「教育課程の編成における共通的事項」の内容で構成した。

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の各教科等の指導法（情報機器及び教材・教具の活用を含む。）

（〇〇障害に関する領域）

全体目標

〇〇障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた、各教科等における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計について理解する。

（1）各教科等の配慮事項

一般目標

〇〇障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた、各教科等の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業を構想することができる。

到達目標

- 1) 〇〇障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえて、各教科等の指導に必要な（配慮事項）について理解している。
- 2) 各教科等の指導に必要な配慮事項を踏まえ、個に応じた指導上の配慮を想定した学習指導案を作成することができる。

【内容のまとめりとごとの考え方】

1. 各科目に含めることが必要な事項が「指導法」となっている。
2. 基礎免コアカリキュラムの「各教科の指導法」の内容のまとめりは、(1)「当該教科の目標及び内容」と(2)「当該教科の指導方法と授業設計」となっている。
3. 特別支援学校教育要領・学習指導要領の第2章第1節第1款の配慮事項は、各障害領域における幼児、児童又は生徒の学習上の困難さに対する指導の工夫や手立てを明確にするための授業設計にかかる考え方が記載されている。
4. 上記3を踏まえ、各教科等の指導全般のうち、個に応じた指導上の配慮を規定するような内容のまとめりとして構成した。

【目標設定の手続き】

到達目標について

- ・ 1) については、第2章第1節第1款並びに解説に示す障害種ごとの配慮事項を参考に設定する。なお、知的障害については、解説（各教科等編）の第4章第2節の「知的障害のある児童生徒の学習上の特性等」、「教育的対応の基本」を参考にする。
- ・ 文末を基本「理解している」とする。

● 目標設定における留意事項

- ・基礎免コアカリキュラムに示す目標との重複は避け、資質能力の関連を踏まえながら、広がりや深まりの観点から検討すること。
- ・別添「現行大学の特別支援学校教諭免許状の教職課程における科目間の教授内容 概観図」の関連を十分踏まえて検討すること。
- ・全体目標を内容のまとまり毎に分化させた「一般目標」と「到達目標」については、横断的な視点で整理に努めること。
- ・基礎免コアカリキュラムに倣い、「到達目標」の目標水準は「理解すること」を基本とする。なお、理解を踏まえた発展的な目標の設定については、基礎免コアカリキュラムの目標水準の範囲とすること。
- ・用語の使用について、例えば、「スイッチや視線入力装置、音声出力会話補助装置」を「入出力支援機器」とまとめて示すなど、用語の精選に努めること。
- ・「方法」や「指導法」といった、大学によって想起する内容やその範囲が異なるような曖昧な用語の使用については、例えば、「（授業設計の）方法を理解する」は、「（授業設計の）手続きを理解する」などと、意図が伝わる用語に置き換えること。
- ・「指導法」については、特別支援学校の教育において適用できると思われる方法又は方法の裏付けとなっている理論は多様に想定されるため、特定の方法論の表記は避けるとともに、全国すべての大学の教職課程で共通的に習得すべき資質能力を示すという本コアカリキュラムの作成の目的を踏まえ、一般的で、統一感のある表現の工夫に努めること。
- ・「等」の使用については、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の基準を「到達目標」として表すものとするところから、できる限り達成してほしい目標を具体的に示すよう努めること。
- ・ワーキンググループで検討事項が生じた場合は、担当調査官を通じて、主査及び副主査並びに事務局に適宜相談すること。